

# 学校感染症（第2・3種・その他）の診断書及び出席停止期間の確認書

学校名 \_\_\_\_\_

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 上記の者について、次の病気（○印）と診断しました。
- 2 上記の者について、次の病気により 年 月 日 から 年 月 日（ 日間）まで出席を停止したことを認めます。

出席停止になりうる学校感染症（第2種と第3種）と出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則 第18条 第19条）

分類	○印	病名	出席停止の基準 (但し、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
第2種		インフルエンザ（ 型）	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
		結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種		コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症（条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの）	
		溶連菌感染症	適切な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
	その他の感染症（ )	症状が改善し、全身状態の良くなるまで	

(注)「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。  
「通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・伝染性軟属腫（水いぼ）・伝染性膿痂疹（とびひ）

令和 年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印